

深谷市 長期優良住宅建築等計画の認定手数料について

改正日:令和4年3月23日

登録住宅性能評価機関の活用	住宅の種類	認定申請 手数料(円)	変更認定申請 手数料(円)	譲受人の決定 手数料(円)	地位の承継 手数料(円)
確認書等の活用 ※1	新築 一戸建ての住宅	8,000	4,000	2,200	2,200
	増築・改築 一戸建ての住宅	13,000	6,500		
	新築 共同住宅	17,000	8,500		
	増築・改築 共同住宅	25,000	12,500		
活用なし	新築 一戸建ての住宅	57,000	28,500		
	増築・改築 一戸建ての住宅	85,000	42,500		
	新築 共同住宅	127,000	63,500		
	増築・改築 共同住宅	194,000	97,000		

※1 「確認書等」とは品確法第6条の2に基づく「確認書等」のことです。

※ 深谷市は限定行政庁のため、建築基準法第6条第1項第4号建築物を審査・認定しております。
4号建築物以外は熊谷建築安全センターへお問い合わせください。